

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務の所管に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

佐賀県教育委員会規則第5号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務の所管に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(教育委員会の権限の委任等に関する規則の一部改正)

第1条 教育委員会の権限の委任等に関する規則(平成24年佐賀県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(委任)</p> <p>第2条 教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事務(教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃に関する事務を除く。)については、次条の規定に基づき補助執行させる事務を除き、当該各号に定める知事の補助職員に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>社会教育法に基づき教育委員会が行う事務(同法第6条の規定により行う同法第5条第4号に規定する事務のうち博物館に関する事務に限る。)</u> 地域交流部文化・スポーツ交流局長</p> <p>(3) 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事務にあつては、当該各号に定める知事の補助職員に委任する。</u></p> <p>(1) <u>佐賀県立図書館協議会条例施行規則(昭和32年佐賀県教育委員会規則第7号)第2条並びに佐賀県立図書館の管理に関する規則(昭和37年佐賀県教育委員会規則第4号)第3条第3項、第4条第3項及び第5条に規定する事務</u> 佐賀県立図書館</p>	<p>(委任)</p> <p>第2条 教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事務(教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃に関する事務を除く。)については、次条の規定に基づき補助執行させる事務を除き、当該各号に定める知事の補助職員に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>博物館法(昭和26年法律第285号)に基づき教育委員会が行う事務(次条第3号の事務を除く。)</u> 地域交流部文化・スポーツ交流局長</p> <p>(3) 略</p>

改正前	改正後
<p><u>処務規則（平成24年佐賀県規則第44号）に規定する館長の職にある者</u></p> <p>(2) <u>佐賀県立九州陶磁文化館の管理に関する規則（昭和55年佐賀県教育委員会規則第5号）第2条ただし書、第3条第2項及び第4条並びに佐賀県立九州陶磁文化館協議会条例施行規則（昭和60年佐賀県教育委員会規則第2号）第2条に規定する事務 佐賀県立九州陶磁文化館処務規則（平成24年佐賀県規則第46号）第4条第4項に規定する常勤館長等の職にある者</u></p> <p>(3) <u>佐賀県博物館及び美術館協議会条例施行規則（昭和45年佐賀県教育委員会規則第11号）第2条並びに佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の管理に関する規則（昭和58年佐賀県教育委員会規則第8号）第2条第2項、第3条第2項及び第4条に規定する事務 佐賀県立博物館処務規則（平成24年佐賀県規則第45号）第4条第4項及び佐賀県立美術館処務規則（平成24年佐賀県規則第47号）第4条第4項に規定する常勤館長等の職にある者</u></p> <p>(4) <u>佐賀県立名護屋城博物館の管理に関する規則（平成5年佐賀県教育委員会規則第3号）第2条第2項、第3条第2項及び第4条並びに佐賀県立名護屋城博物館協議会条例施行規則（平成5年佐賀県教育委員会規則第4号）第2条に規定する事務 佐賀県立名護屋城博物館処務規則（平成24年佐賀県規則第48号）第4条第4項に規定する常勤館長等の職にある者</u></p> <p>(5) <u>佐賀県立佐賀城本丸歴史館の管理に関する規則（平成16年佐賀県教育委員会規則第1号）第2条第2項、第3条第2項及び第4条並びに佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会条例施行規則（平成16年佐賀県教育委員会規則第2号）第2条に規定する事務 佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則（平成24年佐賀県規則</u></p>	

改正前	改正後
<p>第49号) 第4条第4項に規定する常勤館長等の職にある者 (補助執行)</p> <p>第3条 教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事務を当該各号に定める知事の補助職員に補助執行させる。</p> <p>(1) <u>社会教育委員及び佐賀県立図書館協議会の委員の任免又は委嘱に関する事務</u> 県民環境部長</p> <p>(2) <u>佐賀県博物館及び美術館協議会、佐賀県立九州陶磁文化館協議会、佐賀県立名護屋城博物館協議会及び佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会の委員の任免又は委嘱に関する事務</u> 地域交流部文化・スポーツ交流局長</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) <u>前条第1項(第2号を除く。)</u>の規定により委任した事務と密接な関係がある事務又は事業の後援に関する事務 県民環境部長</p> <p>(6) <u>前条第1項(第2号に限る。)</u>の規定により委任した事務と密接な関係がある事務又は事業の後援に関する事務 地域交流部文化・スポーツ交流局長</p>	<p>(補助執行)</p> <p>第3条 教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事務を当該各号に定める知事の補助職員に補助執行させる。</p> <p>(1) 社会教育委員の任免又は委嘱に関する事務 県民環境部長</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>前条(第2号を除く。)</u>の規定により委任した事務と密接な関係がある事務又は事業の後援に関する事務 県民環境部長</p> <p>(5) <u>前条(第2号に限る。)</u>の規定により委任した事務と密接な関係がある事務又は事業の後援に関する事務 地域交流部文化・スポーツ交流局長</p> <p>(6) <u>文化及び文化財の保護に係る事業の後援に関する事務</u> 地域交流部文化・スポーツ交流局長</p>

( 附属機関の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部改正 )

第2条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則(昭和33年佐賀県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表(第2条、第3条関係)			別表(第2条、第3条関係)		
職名	報酬日額	職務の級	職名	報酬日額	職務の級

改正前			改正後	
社会教育委員	略		社会教育委員	略
図書館協議会の委員	9,500円	行政職6級		
博物館及び美術館協議会の委員	9,500円	行政職6級		
九州陶磁文化館協議会の委員	9,500円	行政職6級		
名護屋城博物館協議会の委員	9,500円	行政職6級		
佐賀城本丸歴史館協議会の委員	9,500円	行政職6級		
産業教育審議会の委員	略			
略			略	

(佐賀県立図書館協議会条例施行規則等の廃止)

第3条 次に掲げる教育委員会規則は、廃止する。

- (1) 佐賀県立図書館協議会条例施行規則(昭和32年佐賀県教育委員会規則第7号)
- (2) 佐賀県立図書館の管理に関する規則(昭和37年佐賀県教育委員会規則第4号)
- (3) 佐賀県博物館及び美術館協議会条例施行規則(昭和45年佐賀県教育委員会規則第11号)
- (4) 佐賀県立九州陶磁文化館の管理に関する規則(昭和55年佐賀県教育委員会規則第5号)
- (5) 佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の管理に関する規則(昭和58年佐賀県教育委員会規則第8号)
- (6) 佐賀県立九州陶磁文化館協議会条例施行規則(昭和60年佐賀県教育委員会規則第2号)
- (7) 佐賀県立名護屋城博物館の管理に関する規則(平成5年佐賀県教育委員会規則第3号)
- (8) 佐賀県立名護屋城博物館協議会条例施行規則(平成5年佐賀県教育委員会規則第4号)
- (9) 佐賀県立佐賀城本丸歴史館の管理に関する規則(平成16年佐賀県教育委員会規則第1号)
- (10) 佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会条例施行規則(平成16年佐賀県教育委員会規則第2号)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に、第 1 条による改正前の教育委員会の権限の委任等に関する規則(以下「改正前の規則」という。)第 2 条第 2 項若しくは第 3 条の規定に基づき知事の補助職員がした処分その他の行為で現に効力を有するもの又は同日前に改正前の規則第 2 条第 2 項若しくは第 3 条の規定に基づき知事の補助職員に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行する事務に係るものは、同日以後においては、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。